

令和2年第 8回
総会
8月

白井市農業委員会会議録

令和2年8月6日 開会

令和2年8月6日 閉会

白井市農業委員会会議録

令和2年8月6日午後4時00分に白井市農業委員会を白井市役所に招集した。

出席委員は次のとおり

会長	笠井行雄
会長代理	中村教雄
1番	伊藤治
2番	岩井聡明
3番	今井幹代
4番	芦田恵子
5番	山崎正司
6番	山崎雅巳
7番	海老原清

農地利用最適化推進委員の出席は次のとおり

1. 齊藤和博
2. 小松隆夫
3. 小林幸子
4. 押田勝巳
5. 海老原菊夫
6. 高宮正明
7. 中嶋健次
8. 秋本善久

傍聴者 なし

本日の議案は下記のとおり

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による転用許可申請について

報告・協議事項等

- (1) 届出等事務局長専決決裁報告について
- (2) その他

9月の事前審査会、総会の日程について

- ・申請受付締め切り 8月21日金曜日
- ・事前審査会(案) 9月1日火曜日
第1班 午前9時から 本庁舎2階災害対策室2
- ・総会(案) 9月8日火曜日
午後4時00分から 本庁舎2階災害対策室1・2

午後4時00分委員定数9名中9名出席したので議長が開会を宣言した。

笠井会長 皆さんこんにちは。

定刻になりましたので、始めさせていただきます。

本日は、大変お忙しい中、令和2年の8月定例総会に出席いただきまして、大変御苦労さまでございます。

今年の梅雨明けにつきましては、いつ明けるのかと心配はしたのですけれども、今月の1日に明けました。

8月に入って明けたのは、関東甲信地区では13年ぶりだそうです。

梅雨が明けてからは、毎日暑い日が続いております。

梨の出荷作業も最盛期に入ろうとしておりますが、委員の皆様方におかれましては、農作業等、熱中症にならないように健康管理には十分気をつけていただきたいと思います。

それでは、会議を始めさせていただきます。

本日の出席委員は9名により、白井市農業委員会会議規則第6条の規定により出席委員が過半数に達したため、これより令和2年8月定例総会を開会します。

次に、本日の議事録署名人を指名します。

3番、今井幹代委員、4番、芦田恵子委員を指名します。

説明及び記録を事務局でお願いします。

これより議事に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局の岡田です。

それでは、御説明いたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について。

下記のとおり、農地法施行令第1条第1項の規定による許可申請がありましたので提出いたします。

令和2年8月6日提出。

白井市農業委員会会長、笠井行雄。

今回は、実質、新しい委員さんになられている方の第1回目の会議ということですので、随時、その業務のところに簡単な説明を加えながら御説明していきたいと思っております。

まず、農地法第3条ということで、こちらについては、先日、合同研修会がありましたけれども、テキストの6ページのところに記載がされておりましたけれども、農地の貸し借りや売買をするときは、農地法に基づいて農業委員会の許可を受けなければならないということになっております。

そのための申請書が上がってきている案件が、ここに出ているものだという事です。

それから、農地法施行令第1条第1項というところになりますが、こちらについては、この農地法第3条の許可を受けようとする者は、農林水産省令で定める事項を記載した申請書を農業委員会に提出しなければならないこととされています。

それで、今日皆さんのほうには、申請書類のほうは、担当の委員さんですとか、それからあと、そのほかの委員さん方については、事前審査会のものとか、それ以降の書類のほうで、お手元に既に、この申請書類の一式が行っているというようなところでございます。

それでは、この資料の説明をさせていただきたいと思っております。

まず、1番でございます。

復字台山の1筆と、それから西の内の2筆、合計3筆ということになります。

地目そして現況、これについては、台山の1筆については、地目が山林で、現況は畑となっております。

西の内の2筆につきましては、地目、現況ともに畑となっております。

地積については、3筆の合計で3,665平方メートルです。

権利者については、資料に記載のとおりでございます。経営面積は436アールと

なっております。

義務者についても、資料に記載のとおりです。

今回の許可申請の事由につきましては、贈与による所有権移転ということになっております。

続いて、2番です。

清戸字北方前の2筆となっております。

地目は田となっており、現況は畑でございます。

地積については、2筆の合計で881平方メートルでございます。

権利者については、記載のとおりでございます。経営面積は114アールでございます。

義務者については、資料のとおりとなっております。

事由については、売買による所有権移転となっております。

3-1、それから2ページに3-2となっておりますけれども、こちらは同じ方になっております。

まず、木の字所沢のまず上の三つ、3筆でございます。

それから、2ページに行きまして、2ページの一番下の3行分、ここも所沢の3筆ということになります。

それから川向の3筆、南境の1筆、大山ということで、こちらが6筆、合計で17筆の内容でございます。

地目、現況については、記載のとおりでございます。

地積につきましては、17筆の合計で1万4,020平方メートルとなっております。

権利者は記載のとおりで、経営面積は201アールとなっております。

義務者についても、こちらの資料のとおりでございます。

事由については、贈与による所有権移転となっております。

以上で議案第1号の説明を終わります。

笠井会長 ありがとうございます。

次に、先般行われました事前審査会の班長より、審査内容の報告をお願いします。

今井幹代委員、お願いします。

今井幹代委員 2班班長、今井です。

議案第1号1番について、3条申請に係る調査報告を行います。

資料は1番です。

当日は、権利者の代理人も兼ねて義務者の方が出席されました。

2人は親子で、義務者である父親所有の土地の一部を権利者である息子さんに贈与したいということです。

申請地は、市役所の南約1キロメートルに位置しております。

申請地の現状は、1か所は梨畑、もう片方は野菜が作付されています。

次に、農地法第3条第2項の許可基準に適合するかについて報告いたします。

権利者の所有している主な農機具は、トラクター2台、トラック3台、スピードスプレーヤ2台、耕運機1台、ホイールローダー1台、選果機1台、草刈り機1台と農機具はそろっています。

労働力は世帯員6人で、4人が農業に従事しており、年間従事日数も300日、技術力もあります。

面積要件についても、下限面積の50アールをクリアしています。

現在、所有する農地は全て効率的に耕作しており、何ら問題はないと思われま

す。続きまして、2番について調査報告を行います。

資料は2番です。

当日は、権利者の方と義務者の方が出席されました。

申請地は、市役所から東へ約2.5キロメートルに位置しております。

申請地の現状についてですが、きれいに草刈りがされておりました。

進入路については、市道により確保されています。

次に、農地法第3条第2項の許可基準に適合するかについて報告いたします。

権利者の所有している主な農機具は、トラクター2台、田植え機1台、コンバイン1台、籾乾燥機1台、トラック2台と農機具はそろっています。

労働力は2人で、年間従事日数は150日、農作業歴も50年で技術力もあります。

面積要件についても、下限面積の50アールをクリアしています。

現在、所有する農地は全て効率的に耕作しており、問題ないものと思われま

す。続きまして、3番について調査報告を行います。

資料は3番です。

当日は、義務者の代理人を兼ねて権利者の方が出席されました。

申請地は、市役所から北西に約1キロメートルに位置しております。

申請地の現状は、筆数が多いのですが、全て作付、または草刈りがされています。

親の相続のときから共有名義になっていましたが、義務者の方は農業をしないので、今回の申請に至ったそうです。

義務者である妹さんとも、話し合いはできているそうです。

次に、農地法第3条第2項の許可基準に適合するかについて報告いたします。

権利者の所有する農機具は、トラック2台、トラクター1台、耕運機1台とそろっています。

労働力は4人で、年間従事日数は200日、技術力もあります。

面積要件についても、下限面積50アールをクリアしています。

現在、所有する農地は全て効率的に耕作しており、問題ないと思われま

以上、全ての調査結果から、本案件は農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可相当と判断いたします。

以上です。

笠井会長 ありがとうございます。

ただいま事前審査会の班長より審査内容の報告がございましたが、地区担当員の方で補足説明がございましたら、説明をお願いします。

1番について、最適化推進委員の秋本善久委員、お願いします。

秋本善久委員 白井・復地区担当の推進委員の秋本です。

申請書の資料を基に、義務者のせがれさんに話を伺いました。

梨農家としては、せがれさんの祖父の時代からだそうです。

農業としては、梨の生産が主で、せがれさんは25年ではなくて、27年の農業歴がありまして、せがれさんが中心となり、梨農家として経営されているそうです。

今回の贈与により、せがれさんの権利となることから、安心して農業ができるということです。

また、せがれさんの24になるお子さんも手伝い始めて、今年で3年目になるということ。

それから、臨時の雇用労働力として、延べ人数ですが、100人ほどいるそうです。

したがって、農業機械や労働力の確保の状況等から見ても、継続的かつ安定的に農業経営が行われるものと思われま。

以上です。

笠井会長 ありがとうございます。

2番について、山崎雅巳委員、お願いします。

山崎雅巳委員 清戸地区担当、山崎です。

義務者の方にお話を伺いました。

この農地は自分では使用しておらず、人に貸していたということ。

貸していた人が、最初は資材等を置いていたりしたのですが、だんだん廃材の置き場として使うようになってしまったということ。

それで、今回の権利者の方に相談して、廃材の撤去後、この農地の売買をお願いしたのが、今回の経緯ということ。

以上です。

笠井会長 ありがとうございます。

3番について、最適化推進委員の押田勝巳委員、お願いします。

押田勝巳委員 最適化推進委員、木地区担当の押田です。

権利者と会い、話を詳しく聞いてきました。

権利者は70過ぎの高齢なのですけれども、農業に対する意欲はまだ衰えていなく、

現在、既設ハウスでイチゴを、また自然薯を栽培しておりますけれども、自然薯も研究というか、努力をしておりますので、まだまだこれから農業をやっていくという意欲はある。

今回、義務者の贈与でもらうということなのですからけれども、これは親が亡くなったときに、まだ義務者、権利者が子供というか、小学校、中学校、小さい昔のことで、全部共有名義という形でやってあったので、ここへきて、息子さんに渡すのもあるので、相続の一環としてできることはやっておこうということで、あまり強くは言わないけれどもという感じで、ここでやっている感じ。

以上、農家としては、まだ先続けると思っていますので、問題なく思っています。

以上です。

笠井会長 ありがとうございます。

事前審査会の報告及び地区担当委員の補足説明が終わりましたので、続いて質疑に入ります。

質疑のある方は挙手をお願いします。

質疑ございませんか。

芦田委員。

芦田恵子委員 農業委員の芦田です。

3番の案件なのですからけれども、この〇〇さん、息子さんが一緒に、こちらの状況の中では同居の形になっているのですが、同居していても、お兄さんのほうに全部譲るといって、その話合いは全部納得済みなのですか。

この家族構成の中では、妹さんが実際入っているということなので、一緒に同居なのですか。

笠井会長 押田委員。

押田勝巳委員 法律的にはどうか分からないのですけれども、籍はこっちにあると。ただ現在、義務者は外国で長く暮らしております。

だから、実際には日本には住んでいないのですけれども、籍とか印鑑証明は全部こちらにあります。

芦田恵子委員 この形だけ見ると、同居の形になっていて、それで贈与していいことになっているのですか。

押田勝巳委員 そう思うのですけれども、ただ実際、そういうケースはどうなのかが、はっきり分からないのですけれども、何か問題なく。

芦田恵子委員 問題はないわけですね。

押田勝巳委員 年金とか何かも全部持ってらっしゃる。今、受給しているそうです。

芦田恵子委員 分かりました。

ありがとうございます。

笠井会長 よろしいですか。

ほかにございますでしょうか。

では、質疑がないようでございますので、質疑を打ち切り、これより議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について採決を行います。

1番について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

笠井会長 賛成全員です。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、1番、許可することに可決します。

2番について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

笠井会長 賛成全員です。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、2番、許可することに可決します。

3番について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

笠井会長 賛成全員です。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、3番、許可することに可決します。

議案第2号 農地法第5条の規定による転用許可申請についてを議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 事務局の岡田です。

議案第2号 農地法第5条の規定による転用許可申請について。

下記のとおり、農地法第5条の規定による許可申請がありましたので提出いたします。

令和2年8月6日提出。

白井市農業委員会会長、笠井行雄。

こちらの農地法5条でございますが、農地転用の内容になっております。

農地転用については、第4条のところにも、その農地転用についてうたっております。

簡単に申し上げますと、農地を農地以外のものに転用しようとする者は、農業委員会を経由して都道府県知事などの許可を受けなければならないことと書いております。

第4条については、農地の権利移動を伴わない転用となっており、今回の第5条については、権利移動を伴う転用ということになっているものです。

それでは、資料の説明をいたします。

1番につきましては、平塚字遠久保地の1筆で、地目、現況ともに畑でございます。地積は390平方メートルです。

権利者及び義務者につきましては、資料のとおりとなっております。

申請事由につきましては、資材置場への転用を伴う所有権移転ということになっております。

そして、2番のところなのですけれども、資料では2番入っておるところなのですが、この案件については、書類不備のために8月4日に取り下げがされております。

ですので、本来であれば、資料の差し替えをすべきところですが、間に合いませんでしたので、8月4日に取り下げがあったということで、ここで御報告をさせていただきますと思います。

以上で議案第2号の説明を終わります。

笠井会長

ありがとうございました。

次に、先般行われました事前審査会の班長より、審査内容の報告をお願いします。今井幹代委員、お願いします。

今井幹代委員

2班班長、今井です。

議案第2号1番について、5条申請に係る調査報告を行います。

資料は4番です。

当日は、代理人の行政書士の方が出席されました。

まず、立地基準ですが、申請地は市役所から北東に約5キロメートルに位置しており、市道により進入路は確保されています。

農地区分としては、すぐそばに霊園がある農地でありますので、第二種農地として判断いたしました。

転用目的ですが、権利者の方は石材店を営んでおり、既存の資材置場が手狭になったのと、当該申請地が霊園のすぐ近くにあるので、墓石工事用の資材置場として利用したいそうです。

次に、一般基準ですが、本申請は資材置場用地ということですが、申請面積は390平方メートルであり、事業計画との関係において面積妥当と思われます。

資金は自己資金で賄う計画で、許可後は速やかに事業に着手するものと思われます。

以上のことから、立地基準、一般基準とも何ら問題ないものと思われます。

以上です。

笠井会長

ありがとうございます。

ただいま事前審査会の班長より審査内容の報告がございましたが、地区担当員の方で補足説明がございましたら、説明をお願いします。

1番について、海老原 清委員、お願いします。

海老原清委員 農業委員の海老原です。
権利者の方に電話してお聞きしたところ、石材の協同組合があったのですが、これがなくなったということで、霊園の近くに土地を探していて、ここを見つけたそうです。
次に、義務者なのですけれども、父親が相続でもらった土地なので、自分が管理はできないということで、農業機械もないということです。

以上です。

笠井会長 ありがとうございます。
事前審査会の報告及び地区担当委員の補足説明が終わりましたので、続いて質疑に入ります。
質疑のある方は挙手をお願いします。
質疑ございませんか。
では、質疑はないようでございますので、質疑を打ち切り、これより議案第2号農地法第5条の規定による転用許可申請について採決を行います。
1番について、許可相当意見を付して県に進達することに賛成の方は、挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

笠井会長 賛成全員です。
議案第2号 農地法第5条の規定による転用許可申請について、1番、許可相当意見を付して県に進達することに可決します。
次に、報告事項に入らせていただきます。
事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、報告第1号 専決処分について。
下記のとおり、白井市農業委員会事務局規定第6条第6号及び第7号の規定により専決処分したので、これを御報告いたします。
令和2年8月6日提出。
白井市農業委員会会長、笠井行雄。
この農業委員会の事務局規程第6条の第6号といたしますのは、法令に基づいて決まる市街化区域内の農地転用の届出に関する規則というのが、この6号になっております。
市街化区域内の農地転用の届出についての内容。
第7号については、何人かいろいろ列記されております各号に規定するもののほか、軽微と認められる事項というものが、この第7号になっております。
これらに基づいて、事務局長において専決処分をしたものが、資料に記載をされているものだということです。

それでは、資料といたしましては、5ページから6ページまでが専決処分書となっております。

まず、①につきましては、農地法の第3条の3第1項の規定による届出が1件となっております。

6ページの②番につきましては、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用の届出、これが3件となっております。

続いて、③番については、軽微な農地改良の届出が1件となっているものです。報告事項については、以上でございます。

それでは、最後になりますけれども、表紙の次第に戻っていただきたいと思います。

次第の4の(2)のところになりますけれども、9月の事前審査会、総会の日程について申し上げます。

まず、申請の受付締切りが8月21日。

事前審査会については、9月1日の火曜日、今回の担当については第1班で、時間は午前9時から、この2階の災害対策室で開催をいたします。

総会につきましては、9月8日火曜日、時間は午後4時から、会場はこの災害対策室で開催をさせていただきたいと思います。

事務局からは、以上でございます。

笠井会長 本日の議案については全て終わりました。

長時間にわたり慎重なる審議を賜り、ありがとうございました。

委員会会議の顛末を記録し署名捺印する。

白井市農業委員会会長

白井市農業委員会議事録署名人

白井市農業委員会議事録署名人